

那珂川町最低制限価格制度事務処理要領

(目的)

第1条 この訓令は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第2項の規定に基づく最低制限価格制度（予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって有効な入札をした者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする制度をいう。）の手續きについて定めるものとする。

(対象となる入札)

第2条 最低制限価格の対象となる入札は、次の各号に掲げるもののうち「那珂川町低入札価格調査制度実施要綱」の適用を受けるものを除いたものとする。

- (1) 全ての建設工事に係る競争入札
- (2) 施設維持管理業務委託（積算体系が建設工事と同じものに限る。）に係る競争入札

(最低制限価格の設定)

第3条 最低制限価格は、予定価格算定の基礎となった次に掲げる額の合計額（ただし、その額が工事価格に10分の9を乗じて得た額を超える場合は10分の9を乗じて得た額、その額が工事価格に10分の7を乗じて得た額に満たない場合は10分の7を乗じて得た額）から1千円未満の端数を切り捨てた額に100分の108を乗じて得た額とする。

ア 直接工事費の額（ただし、土木工事及び舗装工事以外の工事はこれに10分の9を乗じて得た額）に10分の9.5を乗じて得た額

イ 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額

ウ 現場管理費の額に10分の8を乗じて得た額

エ 一般管理費の額に10分の3を乗じて得た額

2 前項アからエの計算方法によらないものについては、合計額の範囲は前項と同じとするが、計算方法は次のとおりとする。

ア 直接工事費の額に10分の8.5を乗じて得た額

イ 諸経費の合計額に10分の6を乗じて得た額

3 前項の最低制限価格は、予定価格書に明記するものとする。

(入札参加者への周知)

第4条 入札公告又は入札通知書に、最低制限価格を設けた旨を明記するものとする。

(開 札)

第5条 入札執行者は、最低制限価格を下回る入札が行われた場合、当該入札をした者を落札者とし、当該入札者に対して地方自治法施行令第167条の10第2項の規定により落札者とし、旨告げるものとする。

(入札経過の報告)

第6条 入札執行者は、前条の決定を行った場合、入札事務処理要綱第11条に定める「入札経過書」に当該入札を「失格」と決定した旨記載するものとする。

(その他)

第7条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この訓令は、平成20年6月13日から適用する。
- 2 この訓令は、平成25年7月10日から施行する。
- 3 この訓令は、平成26年4月1日から施行する。